

公債費負担適正化計画

(計画期間 平成19年度 ~ 平成27年度)

市町村名：倉吉市

1 行財政運営について

(1) 行財政運営の課題と取組み等

- (課題) 税金減や三位一体改革等による厳しい財政状況の中にある。平成20,21年度の大量の定年退職者への対応準備。
(目標) 基本的な市民サービスを維持しながら、様々な行政課題に的確に対処していかなければならない。
(取組) 職員給の削減、単市補助金の圧縮などを引き続き行っている。

(2) 財政健全化の課題と対策等

- (課題) 小中学校の改築事業、倉吉駅周辺整備事業の大型事業を控え、さらに団塊世代の退職手当など、巨額な財政負担が控えている。
(目標) 財政健全化計画期間後は安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指す。
(取組) 徹底した内部改革、施策の見直し、収入の確保等の対策を講じることとする。
 歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図る。

公債費負担適正化計画中の20年度以降の新発債の中に、倉吉駅自由通路整備事業、上灘中央交流促進事業、防災行政無線設備デジタル化更新統合事業など大規模事業は盛り込まれている。

2 行財政改革の取組状況について

人件費の抑制

 収入役を配置していない(17年度)。定員管理の適正化(現業職の一般職への移行を進め、新規採用を抑制するー19年度～)
 給与構造の見直し、特殊勤務手当の見直し。(18年度)職員給の削減(3.0%と5.0%)(20年度)

内部経費の削減

 指定管理者制度の導入(18年度)。国民宿舎グリーンスコアへの指定管理者制度導入による納付金の徴収、約20百万円。(20年度)

事務事業の見直し

 所得制限を設定し、市単独奨学金の給付基準を見直した。行政改革懇談会の定期的開催。電子決裁システムの導入準備。(18年度)
 関金海洋センター(プール)の休止、約△23百万円。(19年度)

費用対効果の検証

 補助金の廃止(17年度以前より継続中)。市単独補助金廃止及びカット、約△26百万円。(19年度)

投資的事業の重点化

 新規事業の抑制(17年度以前より継続中)

収納率の向上

 滞納整理本部を設置。(17年度)コンビニエンスストアを収納窓口として検討中。(18年度)

その他収入の確保

 下水道使用料、簡易水道使用料の改定。(19年度)公用封筒への広告掲載(19年度)

市税の充実・安定確保

国・県に対し地方財源の確保を強く要望していく。(17年度以前より継続中)

地方交付税総額の確保

必要額の確保を求めていく。(17年度以前より継続中)

国・県支出金の適正化

超過負担を強いることのないよう求めていく。(17年度以前より継続中)

3 公債費負担適正化計画について

(1) 策定方針

すでに事業着手している小鴨小学校改築事業(平成20年度完了)、鴨川中学校屋内運動施設改築事業(平成18年度完了)、倉吉駅周辺整備事業(平成22年度完了)を優先する。
新規事業については、緊急性、重要性、必要性を精査し重点化を図ります。

(計画の目標)

平成21年度に実質公債費比率がピークに達するが、その後新規事業の抑制や広域連合のごみ処理場の償還がほぼ終了することにより減少に転じ、10年以内に18%未満に抑制する。

(2) 実施状況

人件費の抑制、指定管理者制度の導入、下水道使用料の見直しのための審議会を行った。
また新規事業については、普通建設事業について抑制を行った。18年度普通建設事業が増大している理由は、継続事業である小・中学校改築工事が影響している。

(単位:百万円)

	15	16	17	18	19
職員給	2,609	2,538	2,486	2,486	2,474
普通建設事業	4,533	3,132	2,472	3,317	2,137

(3) 標準財政規模の試算の考え方

地方交付税に算入される公債費の額のみが、今後の起債・償還により増減するという試算にした。
標準財政規模は前年度決算額と同額に据置。

(4) 推計表

○別紙参考様式1 <既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式2 <別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

○別紙参考様式3 <新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式4 <既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

《既往債残高内訳・H19末》

(単位:千円,%)

名称	残高	%	
普通債	土木	5,739,661	17.97
	教育	3,133,587	9.81
	公営住宅	1,939,987	6.07
	保育所	9,553	0.03
	社会福祉	1,642,804	5.14
	辺地対策	112,621	0.35
	過疎対策	1,254,561	3.93
	農林水産	728,761	2.28
	商工	915,553	2.87
	養護老人ホーム	7,623	0.02
	その他	5,214,217	16.32
	災害復旧債	土木	48,187
農林水産		10,578	0.03
その他		1,673	0.01
合併特例債	土木	1,619,100	5.07
	教育	1,346,500	4.21
	基金	1,301,400	4.07
	その他	588,700	1.84
特別債	特別会計分	323,829	1.01
その他	市税等減税補てん債	1,212,163	3.79
	臨時税収補てん債	240,554	0.75
	臨時財政対策債	4,557,498	14.26
	合計	31,949,110	100.00

・普通債の中でその他(16.32%)が大きなウエイトを占めているが、その内訳はほぼパークスクエア建設のための起債である。これが公債費の償還ピークに大きな影響を与えている。

(5) 議会及び住民にコンセンサスを得るための方策

市報・ホームページなどでわかりやすく説明する。

平成19年度においては、9月定例議会開会中に倉吉市長が議会に対して、公債費負担適正化計画の公表を行った。

公債費負担適正化計画

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

昨年度策定済みの団体は、平成19年度計画を実績に置き換える。

昨年度策定済みの団体においては、今年度発行予定の起債は既往債(様式1)に記入する。

団体名: 倉吉市
(決裁者: 長谷川 稔)
(決裁日: 平成20年 8月29日)

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位: 千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,253,760	3,223,142	3,105,392	3,051,009	2,937,986	2,803,764	2,513,960	2,262,543	1,999,436	1,761,714		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,502,604	1,367,746	1,463,143	1,528,377	1,511,134	1,488,817	1,453,847	1,470,333	1,455,786	1,344,376		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	951,969	877,073	882,156	873,534	746,942	221,095	210,364	201,830	197,077	163,822		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	115,270	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889		
⑦ 一時借入金の利子	408	104	408	408	408	408	408	408	408	408		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,984,806	1,939,391	1,841,925	1,857,036	1,771,867	1,765,095	1,767,167	1,662,680	1,606,171	1,414,146		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,372,324	1,285,811	1,323,893	1,328,557	1,242,786	901,980	867,571	839,229	816,701	797,089		
⑩ 標準財政規模	14,625,668	14,317,235	14,276,482	14,296,257	14,125,317	13,777,739	13,745,402	13,612,573	13,533,536	13,321,899		

※当該年度発行予定の起債は既往債に含めること。

⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.9%	20.8%	21.2%	21.0%	20.2%	17.2%	14.5%	13.5%	11.7%	10.1%		
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		22.1%	20.2%	21.2%	20.9%	20.7%	19.4%	17.3%	15.0%	13.2%		

<別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位: 百万円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
⑫ 年度割相当額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑬ 実質償還額又は理論ベースの償還額のいずれか少ない額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑭ 減債基金現在高	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑮ 減債基金積立額所要額	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
⑯ 減債基金不足率	1.000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	#DIV/0!	#DIV/0!
⑰ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

(単位: 千円)

⑱ 別紙参考様式1「③」に転記する数値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---------

参考

・ 実質公債費比率の求め方については下記のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨}}{\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨}}$$

別紙参考様式3

団体名: 倉吉市

＜新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計＞

昨年度策定済みの団体は、今年度発行予定の起債は様式1に記入し、第2年度まで斜線を記入する。

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)				0	20,602	77,437	126,323	231,984	387,123	486,637		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)				0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)				0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金				9,047	64,914	121,101	174,984	226,199	280,802	334,126		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金				0	373	5,847	26,140	32,933	47,735	50,060		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの				0	0	0	0	0	0	0		
⑦ 一時借入金の利子												
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額				0	16,937	45,079	65,048	133,736	229,406	282,477		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額				0	6,446	13,856	20,768	44,068	68,958	93,987		
⑩ 標準財政規模				0	23,383	58,935	85,816	177,804	298,364	376,464		

- ※ 新発債についての額を記入すること。
- ※ ⑩標準財政規模の欄には、新発債に伴い増加する額(公債費又は事業費補正若しくは密度補正に算入されることにより、増加する交付税相当額)を記入すること。
- ※ 発行済の起債及び当該年度に発行予定の起債は既往債【別紙参考様式1】に含め、その年度の欄に斜線を記入すること。

当該年度起債予定額に係る公債費負担の数値は別紙参考様式1に含めず

昨年度策定済みの団体は、第2年度(平成20年度)以降を記入する。計画策定年度の欄は、斜線を記入する。

2 今後の起債予定額

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
一般公共事業債			10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200		
合併特別債			479,400	728,300	1,909,100	1,061,700	542,700	169,000	238,800	0		
臨時地方道整備事業(山根中央線ほか)			28,000	30,200	23,800	32,300	32,300	33,300	12,800	42,700		
臨時河川整備事業債(福光川整備事業)			12,300	39,000	42,400	33,600						
公営住宅建設事業債			141,200	22,500	112,500	290,700	108,000	13,500	13,500	13,500		
まちづくり交付金事業債			9,600									
一般単独事業債			15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600		
退職手当債			0	70,000	43,000							
臨時財政対策債			490,353	392,283	294,213	196,143	98,073					
水道事業			33,100	160,000	160,000	160,000	158,600	137,500	137,500	137,500		
下水道事業			980,300	1,051,300	1,084,500	1,008,800	1,004,500	1,088,200	1,059,800	1,043,600		
その他の起債			10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100		
合 計			2,210,153	2,529,483	3,705,413	2,819,143	1,980,073	1,477,400	1,498,300	1,273,200	0	0

【一部事務組合等分】

一般廃棄物処理事業債												
防災対策事業債			5,700	11,300	2,400	11,600	4,000	308,900				
一般単独事業債			39,900	66,600	143,000	46,700	107,600	26,100				
合 計			45,600	77,900	145,400	58,300	111,600	335,000	0	0	0	0

＜既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計＞

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,253,760	3,223,142	3,105,392	3,051,009	2,958,588	2,881,201	2,640,283	2,494,527	2,386,559	2,248,351		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,502,604	1,367,746	1,463,143	1,537,424	1,576,048	1,609,918	1,628,831	1,696,532	1,736,588	1,678,502		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	951,969	877,073	882,156	873,534	747,315	226,942	236,504	234,763	244,812	213,882		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	115,270	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889	65,889		
⑦ 一時借入金の利子	408	104	408	408	408	408	408	408	408	408		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,984,806	1,939,391	1,841,925	1,857,036	1,788,804	1,810,174	1,832,215	1,796,416	1,835,577	1,696,623		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,372,324	1,285,811	1,323,893	1,328,557	1,249,232	915,836	888,339	883,297	885,659	891,076		
⑩ 標準財政規模	14,625,668	14,317,235	14,276,482	14,296,257	14,148,700	13,836,674	13,831,218	13,790,377	13,831,900	13,698,363		

⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.9%	20.8%	21.2%	21.1%	20.8%	18.5%	16.7%	16.3%	15.4%	14.6%		
⑪ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		22.1%	20.2%	21.2%	21.0%	21.0%	20.1%	18.6%	17.1%	16.1%		

※ 別紙参考様式1と様式3の合計

【参考】 計画策定時における実質公債費比率(3ヶ年度の平均) (計画策定年度:平成19年度)		22.1%	22.9%	23.6%	23.1%	22.2%	21.0%	19.4%	18.2%	17.6%		
--	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--

【参考】 各計画年度末地方債現在高	33,614,636	31,949,110	30,067,847	28,427,097	27,995,972	26,790,713	24,838,564	22,573,445	20,437,341	25,689,207		
----------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	--	--

2 地方債現在高に占める主な事業

事業名	事業年度	発行地方債	借入年度	発行額	当年度末残高	最終償還年度
パークスクエア整備事業(1119)	H12	地域総合整備事業債	H13	3,063,100	2,342,380	H32
小鴨小学校改築(1372)	H18	合併特例債	H19	490,700	490,700	H38
上井羽合線沿道土地区画整理事業(1371)	H18	合併特例債	H19	573,900	573,900	H38

※必要に応じて行を追加してください。

3 今後の地方債発行等に係る方針

① 地方債の新規発行

(今後の方針、考え方を具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

H19実質公債費比率(単年度)20.2%の内訳は、普通会計分12.9、公営企業のうち下水道分2.8、公営企業のうち下水道以外分0.8、一部事務組合分2.9、債務負担行為分0.8となっている。

(本年度から本比率を算定する上で公債費に充当できるようになった都市計画税を、普通会計分と下水道分に充当)

起債制限比率は11.7%とそれほど高い数値ではなく、実質公債費比率でも普通会計分のみであれば12.9%と同意団体の範囲内であるが、下水道事業と一部事務組合への準公債費分が実質公債費比率を押し上げている。

市で策定している財政健全化計画に基づき、計画的に普通建設事業を実施していく。この計画は、歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図り、計画期間後の安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指したものである。計画にない新規事業については、内容効果などを十分に検討し、慎重な対応をする。

② その他

4 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

① 借換債の発行

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

有利な借換債があれば、積極的に活用する。

② 地方公営企業への繰出金

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

各公営企業とも歳入の確保、歳出の削減に努め、繰出金の抑制を図る。

3年毎に料金改正を行い、料金の適正化を図る。

公共下水道については、汚水整備計画を見直し、単年度事業費を5億円以内に抑え平成26年度以降は2億5千万円を最大とする。

③ 一部事務組合等への補助金又は負担金

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

広域連合が実施する新斎場建設事業・ほうきりサイクルセンター施設整備事業・消防救急無線デジタル化事業等については広域連合と関係市町とで十分な協議を行い、歳出の抑制に努める。

④ その他

5 一部事務組合等に係る様式3及び上記3①、③についての当該組合等との協議

(協議の時期とその内容)

平成20年8月29日、広域連合と事業、金額、事業期間について協議を行い、合意に至った。